

平成22年（行ツ）第129号，130号，188号，189号，199号，200号，201号，203号，206号，207号，234号，235号，256号，257号，268号，303号 選挙無効請求事件

判決理由骨子

本件選挙当時において、いわゆる区画審設置法3条2項の1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、この基準に従って改定された公職選挙法13条1項、別表第1の選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。しかし、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないから、これらの規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。

衆議院議員選挙における投票価値の平等の要請に鑑み、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、区割規定を改正するなど、その要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。